

議案第33号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づき、学校運営協議会を設置することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	〃	6,200円
-----------	---	--------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
職名	報酬額		職名	報酬額	
(略)			(略)		
図書館協議会委員	〃	6,200円	図書館協議会委員	〃	6,200円
学校運営協議会委員	〃	6,200円	表彰審査委員会委員	〃	6,200円
表彰審査委員会委員	〃	6,200円	(略)		
(略)					